

令和4年洞爺湖町教育委員会第1回臨時会会議録

日 時	令和4年2月15日（火） 13：30より
場 所	役場第2委員会室
出席委員	教 育 長 皆 見 亨 委 員 吉 田 聡 委 員 岩 崎 義 久
欠席委員	委 員 来 栖 由 喜 委 員 岡 本 里 佳
説 明 員	管理課長 天 野 英 樹 社会教育課長 野 呂 圭 一 社会教育課主幹 高 橋 淳 一
会議録調整者	管理課主幹 尾 崎 文 郎
傍 聴 者	無し
日 程 第 1 【開会宣言】	皆見教育長 開会を宣言する。（13：30）
日 程 第 2 【前回会議録の承認】	皆見教育長 各委員の署名により、承認を確認。
日 程 第 3 【教育長諸般の報告】	皆見教育長 2／ 1 学校給食センターに係る検討委員会（役場防災研修ホール） " 男女共同参画計画庁内連絡会議（役場会議室） 2／ 2 定例校長会（役場委員会室） 2／ 8 男女共同参画計画策定委員会（役場委員会室） 2／10 定例教頭会（役場委員会室） 2／15 町議会全員協議会（役場委員会室） " 教育委員会臨時会議（役場委員会室） 皆見教育長
日 程 第 4 【報告事項】 ・報告第 5号	日程第4、報告事項に入ります。 報告第5号、臨時代理の報告について（洞爺湖町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正）について、事務局から報告をお願いいたします。

天野管理課長

2 ページでございます。

報告第 5 号、臨時代理の報告について、洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 18 年洞爺湖町教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり臨時代理したので、同条第 2 項の規定により、これを報告するものでございます。

この訓令の改正については、先に就学援助費の支給要綱の改正をしましたが、この要綱も、同じ項目の改正を同日付で改正しなければなりませんでした。

申し訳ありませんが、臨時代理という形になったものでございます。

それでは 3 ページの新旧対照表をご覧ください。

就学奨励費の項目として、新たにオンライン学習通信費を加えるものでございます。

第 3 条第 13 号の後に、第 14 号としてオンライン学習通信費を加えます。

2 ページ戻りまして附則でございます。

この訓令は、令和 4 年 2 月 1 日から施行するものでございます。

以上でございます。

皆見教育長

質問があればお受けしたいと思いますが、ございますでしょうか。

《「なし」の声あり。》

以上のとおり報告を受けたということで、ご了承をお願いいたします。

次に、報告第 5 号、管理課所管の各種事務事業の取組状況について、事務局から報告をお願いいたします。

天野管理課長

報告第 6 号、管理課所管の各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告するものでございます。

1 として寄附についてでございます。

このたび次の方々より寄附の申出があり、ご厚志に添うようありがたく受納いたしました。

（１）食材の寄附、（洞爺湖町学校給食センターへ）、伊達市鹿島町 20 番地 1、噴火湾胆振海区漁業振興推進協議会、会長伊達市長菊谷秀吉氏から、ホタテ貝 304 kg。

これについては、虻田給食センター・洞爺給食センターともに給食の食材として、既に提供済みとなっております。

（２）食品（菓子）の寄附ということで、町内の保育所、小中学校、とうやこ幼稚園虻田高等学校へということでいただいたものでございます。

洞爺湖町洞爺湖温泉 108 番地、株式会社わかさいも本舗、代表取締役社長、若狭健司氏、北海道あんかぼちゃ 894 個（149 箱（6 個入り）、それぞれ 1 個ずつ、お配りをしたところでございます。

2 として新型コロナウイルス感染症に関する対応等についてでございます。

町内保育所において、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されましたの

日 程 第 5
【 議 決 事 項 】
・ 議案第 3 号

でご報告いたします。

去る1月25日（火）に町内保育所に在籍している幼児2名が、新型コロナウイルスに感染したことが確認されました。

このため教育委員会では、当該保育所を1月26日（水）から当分の間、閉所（保育所閉鎖）のうえ、全館、消毒を行うとともに、同日、感染が確認された幼児以外の幼児及び職員全員の抗原検査を実施し、その結果、全員陰性でした。

なお、保育所閉鎖の期間中、幼児及び職員全員の健康観察を実施し、全員に異常がないことから、2月1日（火）から保育所を再開しました。

また、上記保育所以外の町内保育所において、1月29日（土）に職員1名が、さらに1月31日（月）、同じ保育所から幼児1名が新型コロナウイルスに感染したことが確認されました。

このため教育委員会では、当該保育所を1月31日（月）から当分の間、閉所（保育所閉鎖）のうえ、全館、消毒を行うとともに、1月30日（日）及び31日（月）の両日、感染が確認された職員と幼児以外の職員及び幼児全員の抗原検査を実施し、その結果、全員陰性でした。

なお、保育所閉鎖の期間中、職員及び幼児全員の健康観察を実施し、全員に異常がないことから、2月7日（月）から保育所を再開しました。

なお、この後、学校でも感染が確認されておりますが、議案掲載が間に合わなかったため、後ほどの協議会で説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

皆見教育長

質問があればお受けしたいと思いますがございますでしょうか。

《「なし」の声あり。》

それでは、以上のとおり報告を受けたということで、ご了承をお願いいたします。

日程第5、議決事項に入ります。

議案第3号、令和4年度洞爺湖町一般会計予算（民生費・教育費関係）についてを議題といたします。

なお、本議案は、洞爺湖町教育委員会会議規則第20号第1項第3号で定める、議会の議会議決を経るべき議案についての意見の具申に関するものの要件に該当することから、非公開とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

《「異議なし」の声あり。》

それでは非公開とさせていただきます。

事務局説明をお願いいたします。

----- 非 公 開 -----

《議案第3号、原案どおり可決》

----- 休 憩 -----

・議案第 4 号	----- 再 開 ----- 皆見教育長 それでは再開をしたいと思います。 次に、議案第 4 号、令和 4 年度教育行政執行方針についてを議題といたしますが、今議案につきましても洞爺湖町教育委員会会議規則第 2 0 号第 1 項第 6 号で定めます、その他会議を公開することにより、教育行政の公正または適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある事項の要件に該当することから、非公開とさせていただきますと思いますがよろしいでしょうか。 《「異議なし」の声あり。》 それでは非公開を継続させていただきます。 事務局説明をお願いいたします。 《議案第 4 号、原案どおり可決》 ----- 非公開終了 ----- 皆見教育長 次に議第 5 号、洞爺湖町男女共同参画計画の策定についてを議題といたします。 事務局説明をお願いいたします。 野呂社会教育課長 議案第 5 号でございます。 洞爺湖町男女共同参画計画の策定について答申がございましたので、別紙のとおり策定することについて議決を求めるものでございます。 資料につきましては、2 つご用意させていただきました。 洞爺湖男女共同参画計画（令和 4 年度～令和 8 年度）という厚い資料についてお諮りしますが、説明につきましては概要版で説明させていただきます。 この計画に策定するに当たりましては、役場の部課長で構成します庁内連絡会議 3 回、各課において計画を検討する担当者と構成する会議を 3 回、住民の方で構成する洞爺湖町男女共同参画計画策定委員会につきましては、3 回開催してございます。 またパブリックコメントを、昨年 の 1 2 月 2 0 日から 1 カ月間募集しましたが、特に意見はございませんでした。 洞爺湖町男女共同参画計画策定委員会の委員長から教育長へ答申をした内容となっております。 この内容につきましては、国が公布しております、男女共同参画社会基本法で定めております 5 つの基本理念をもとに策定してございます。 5 つの柱ということで、男女の人権の尊重、社会における制度または慣行についての配慮、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、国際的協調でございます。 この理念を基に、洞爺湖町におきまして、男女共同参画社会の実現に向けて、3 つの基本目標と課題を設定して、各種施策を具体的に取組んでいく内容を記載しているものでございます。
・議案第 5 号	

まず1つ目の基本目標の1は、男女共同参画の実現に向けた意識づくりということで、策定委員の方からの意見にもありましたが、現代社会におきまして、固定的な性別役割分担意識はなかなか払拭することが難しい状況だと。

例えば、男性は仕事で女性は家事や育児介護をするのが当たり前というようなことが、今でも残っているというご意見もいただきました。

このような状況ではありますが、計画の中では、特に青少年の段階から男女共同参画の理解を深めていくことが重要とされてございますので、SNSなどの仕組みを活用しながら、広報啓発活動を充実させて、さまざまな場面で男女共同参画に向けた教育を推進するのが1つの目標となっております。

①では、男女共同参画意識づくりで、②は教育の推進ということで、この2つが基本的な目標1となっております。

基本目標2につきましては、男女共同参画による社会づくりでございます。

少子高齢化や核家族化など、家族形態の多様化が進む中、現状としては、育児や介護など女性に負担が偏る場合が多く、より一層の男性の家庭生活への参加を進めることが重要であるということでございます。

それには、男性の職場中心のライフスタイルの転換が進んでおらず、長時間労働の抑制ですとか、年次有給休暇や育児休暇介護休暇の取得促進などを行うことによって、男性の家庭への参画を進めていこうというような内容でございます。

①としまして、仕事と家庭生活の両立支援、②としまして、政策・方針決定機関への女性参画の推進、企業ですとか団体に女性が積極的に参画していただいて意見を述べていただくということが重要だということです。

③としまして、就労・雇用の場における環境の整備で、男女の均等な待遇雇用環境を確保。

また、女性の多様な働き方への支援。

④としまして、男女共同参画に向けた行政の推進ということで、女性の役職の登用推進ですとか、町職員の男女共同参画に対する意識の向上になります。

こういったものについては、数値を明確にして進めていただきたいというご意見をいただきましたので、次に作成する実施計画では、可能な範囲でそういった数値目標などを設定しながら進めていきたいと考えてございます。

基本目標3は、地域で支え合い安心して生活できる環境づくりで、男女共同参画を阻害する暴力については、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力がありますがその被害者の多くが女性であり、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害となっております。

その予防と被害からの回復のための取り組みを推進して、あらゆる暴力の根絶を図ることが男女共同参画社会を形成する上で、克服すべき重要な課題となっております。

そこで、記載をしてございます、①相談・支援体制の充実で相談業務の充実、生活上の困難に直面している人々への支援、高齢者、障がい者等が安心して暮らせる環境の整備、生涯を通じた健康支援の促進、妊娠・出産等に関する健康

支援。

こちらについては、役場の関係部署が連携をしながら、取り組みの強化をしていきます。

②のあらゆる暴力の根絶については、関係課が協力して、取り組みを充実していきます。

③防災分野における取り組みの推進ということで、当町では、有珠山噴火という、このエリア独特の災害がありますので、過去の経験を踏まえて、女性用品がないとか、着替える場所がないとか、そういったものを吸い上げて、有事の際にはそういう部分を準備していかなければならないと考えてございます。

④の地域における男女共同参画の促進で、地域活動の促進、女性の活躍を応援するネットワークの構築、地域で活躍する女性の「見える化」ということでございます。

この計画については、教育委員会で取りまとめてますが、福祉や防災、雇用ですとか、多岐にわたりますので、ネットワークをつくりながら情報共有をして、この計画の実現に向けて取り組んでいきたいと考えてございます。

以上が基本目標の主なものですが、この計画をもとに、来年度からどのような取り組みを、具体的にどこの課がどうやって進めていくかというのが重要なことだと認識してございます。

最後のページになりますが、各施策項目の担当課と連絡先を記載してございますが、目標ごとに色分けして示しております。

例えば、企画防災課危機管理室であれば、基本目標 3 の③と④なりまして、防災分野における取組の推進や地域における男女共同参画の促進となっております。

計画書の 35 ページを見ていただきたいと思います。

防災災害復興における男女共同参画の促進ということで、計画書では、項目ごとに現状と課題に対して、どういう施策で実施していくかということをそれぞれ記載してございます。

詳しい取り組みについては載せていませんが、この後、実施計画で、目標を各課で作っていただいて、それに対して達成度を検証していきます。

検証するに当たっては、新たに審査会というようなものを作って、達成度を検証して毎年見直しを図りながら実現に向けて進めていくというイメージでございます。

概要版に戻っていただき、計画の期間とありますが、当初お示したのは令和 4 年度から令和 13 年度の 10 年間としておりましたが、この計画を策定していく中で、10 年間は長いということで、5 年間に修正してございます。

以上でございます。

皆見教育長

ただいま事務局から、計画の策定、計画内容等について説明がありました。本計画を策定するまでに、町内の有識者による策定委員会、庁舎内における連絡会議また担当者会議を経て、今計画を策定したということでございました。

日 程 第 6 【 そ の 他 】 ・ 協 議 第 1 号	質疑をお受けしたいと思います。 ございますでしょうか。 今後、実行に向けて取り組んでいく訳ですが、やはり、これまでの男女の役割分担意識を変えるということは、時間を必要とすると思っております。 推進に向けて難しい部分が多々あるかと思いますが、一歩ずつでもよいので、未来に向けて男女共同参画についてのさまざまな対策等を進めていくことは大変重要だと思っておりますので、その点についてはご理解いただきたいと思います。 吉田委員 基本目標の2の1番下にあるように、行政が先頭に立って改革していただければ、住民にとっては1番の見える化なると思います。 野呂社会教育課長 管理職の割合については、計画書の10ページにありますが、町職員の管理者が43名中、女性が9名の20.9%で、職員の全体の割合でいくと、144名中、女性が56名で38.9%ということで、やはりまだ低いのかな感じております。 岩崎委員 職員採用時に総合職とか専門職とかの分けはありますか。 野呂社会教育課長 一般職、建設とか土木の技術職、あとは学芸員とかの区分けはあります。 岩崎委員 女性の管理職が少ないと感じます。 吉田委員 審議会等でももう少し女性が入ってもいいのではと思います。 皆見教育長 今後、行政の推進に合わせて、女性の方に働きかけをしていかなければならないと思っておりました。 いかがでしょうか。 それでは、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。 《「異議なし」の声あり。》 異議なしと認めます。 議案第5号、洞爺湖町男女共同参画計画の策定については、原案のとおり可決をされました。 日程第6、その他でございます。 皆さんから何かございますでしょうか。 《「なし」の声あり。》 事務局からございませんか。 天野管理課長 ありません。 皆見教育長
---	--

日 程 第 7 【 閉 会 】	以上をもちまして、教育委員会令和4年第1回臨時会を終了いたします。 15：47 閉会
--------------------	---